

訪問看護料金表：介護保険

No.1

※()内は1割の金額です。利用者の負担は原則1割ですが、所得に応じて2～3割を負担とになります。

基本料金				
訪問看護費	介護保険による訪問看護 (1回につき)		要介護	要支援
	訪問時間 20分未満	(20分以上の訪問を週1回以上実施の方のみ)	3,206 円(321 円)	3,094 円(309 円)
	訪問時間 20分～30分未満		4,809 円(481 円)	4,605 円(460 円)
	訪問時間 30分～60分未満		8,403 円(840 円)	8,107 円(811 円)
	訪問時間 60分～90分未満		11,517 円(1,152 円)	11,129 円(1,123 円)
	理学療法士の場合	(1日につき1回 20分)	3,002 円(300 円)	2,900 円(290 円)
		(1日につき2回 40分)	6,003 円(600 円)	5,799 円(580 円)
		(1日につき3回 60分)	7,903 円(790 円)	7,249 円(725 円)
夜間早朝の訪問	早朝(6時～8時)	※月の2回目より算定できる	訪問看護費に25%加算	
	夜間(18時～22時)	※月の2回目より算定できる	訪問看護費に25%加算	
	深夜(22時～翌6時)	※月の2回目より算定できる	訪問看護費に50%加算	
介護職員等処遇改善加算	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合		1か月の合計単位数に1.8%乗じて加算	
看護体制強化加算(2)	在宅における中重度の要介護者や医療ニーズの高い利用者の療養生活を支えるため、手厚い訪問看護体制を整えている		2,042円(205円)	
サービス提供体制加算	スタッフの経験年数があり、定期的に研修を受け、看護の質向上への取り組みを行っている。		61 円 / 回 (7 円 / 回)	

病状によって下記の料金が加算されます		
初回加算	(Ⅰ)過去2ヶ月間、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合に病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	(Ⅰ) 3,574 円 (357 円)
	(Ⅱ)過去2ヶ月間、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合に病院、診療所等から退院した日の翌日以降に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	(Ⅱ) 3,063 円 (306 円)
退院時共同指導加算	退院前に主治医やその他の従業者と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合	6,126 円 / 回 (613 円 / 回)

訪問看護料金表：介護保険

No.2

病状によって下記の料金が加算されます		
特別管理加算 (状態によって加算)	特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合 (Ⅰ)留置カテーテル・気管切開・胃瘻など (Ⅱ)人工肛門・酸素療法・褥瘡(真皮を超える)など	(Ⅰ) 5,105 円 / 月 (511 円 / 月) (Ⅱ) 2,552 円 / 月 (256 円 / 月)
専門管理加算	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 特定行為研修修了者下看護師が計画的な管理をおこなった場合 ・創傷関連、輸液関連を行っている利用者	2,552 円 / 月 (256 円 / 月)
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対する訪問時間が1時間30分を超えるとき	3,063 円 / 回 (307 円 / 回)
複数名訪問看護加算	1人の看護師によるケアが困難なため、同時に2人看護師(看護師2名又は看護師と理学療法士)が訪問看護を行うとき	30分未満2,593 円 / 回(260 円/回) 30分以上4,104 円 / 回(411 円/回)
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合(要支援者は対象外)	25,525 円 / 死亡月 (2,553 円 / 死亡月)

利用者の希望により下記の料金が加算されます		
緊急時訪問看護加算 (1)	利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合	6,126 円 / 月 (613 円 / 月)

その他追加利用料 (実費徴収)		
	90分を超える訪問看護の利用	30分あたり 1,000円
	処置などに必要な物品など医療保険等で支給されない物品などは実費負担	
	死後の処置料(材料代を含む・希望時)	10,000円
	介護保険支給限度額を超えた場合は10割負担	

令和8年8月現在

JCHO金沢病院附属訪問看護ステーション